

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

【令和6年度予算額 8,389 (9,070) 百万円の内数】
【令和5年度補正予算額 525百万円の内数】

<対策のポイント>

中山間地域等における農用地保全に必要な地域ぐるみの話し合いによる最適な土地利用構想の策定、基盤整備等の条件整備、鳥獣被害防止対策、粗放的な土地利用等を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区【令和8年度まで】）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合対策【①、③、④は令和5年度補正予算含む】

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、土地利用構想図を作成し、その実現に必要な農用地保全のための活動経費、基盤整備や施設整備費等を支援します。

- ① 地域ぐるみの話し合いによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的な取組
- ② 土地利用構想図に基づく粗放的利用のための簡易な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備
- ③ 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ④ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行う場合には農用地保全等推進員の措置

【事業期間：上限5年間、交付率（上限）：＜ソフト＞定額（1,000万円/年、粗放的利用支援（※）1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員250万円/年）、＜ハード＞5.5/10等】

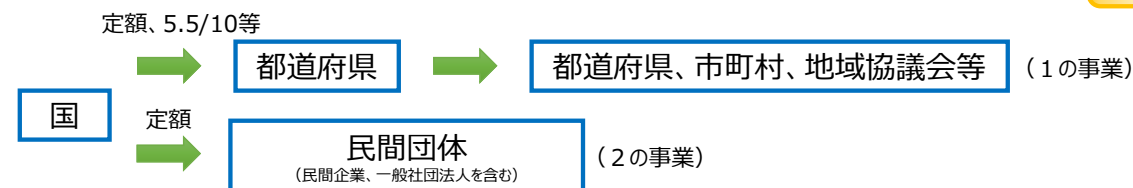
※ 粗放的利用支援については、最大3年間

2. 最適土地利用推進サポート事業【令和5年度補正予算】

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：上限1年間、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

Step 1

地域ぐるみの話し合いにより、営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



【地域ぐるみの話し合い】



【土地利用構想の概定】



長大法面の芝生化



放牧

【農用地保全の実証的な取組】

Step 2

土地利用構想図を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施

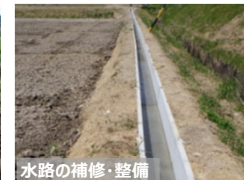


【土地利用構想図の策定】



伐根・整地

【粗放的利用のための条件整備】



水路の補修・整備

【農用地保全に資する基盤整備】



【農業用ハウスの整備】



【鳥獣緩衝帯】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】



【省力化機械の導入】

農用地保全のための多様な取組を総合的に支援

中山間地域等の実情に即した土地利用構想を実現

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）¹²

- Step 1 で、地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想から、実証的な取組行いつつ、3年以内に土地利用構想を策定
(定額：上限 1,000万円/年)
- Step 2 では、土地利用構想に基づく、農用地保全のための条件整備や各種取組を実施
(農用地保全のための簡易な基盤整備、農業環境整備(農業用ハウス等)：定率 5.5/10等、粗放的利用支援：定額 上限 10,000円/10a 等)
- 農用地保全を推進する農用地保全等推進員の措置(上限250万円/年)

Step 1 地域構想の策定		Step 2 農用地保全に資する取組			継続した取組 (5年以上)
1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	
土地利用の概略構想の整理・実証的な取組の実施		土地利用構想の策定 随時見直し 農用地保全に必要な取組の実施			



土地利用構想の整理、構想図の策定

ソフト定額支援：上限1,000万円/年

- 複数の集落範囲による地域ぐるみの話し合いにより、土地利用の概略構想を整
- 営農を続けて守るべき農地、粗放的な利用を行う農地等を区分
- 実証的な取組を通じて「土地利用構想」に反映



事業の円滑推進を図るため、全国サポート事業により、取組内容の確認、達成状況の確認、優良事例の横展開等を全国的に支援

農用地保全に資する活動 (ソフト定額支援：上限1,000万円/年)



これまでと違った農地の活用にあたり、
技術や知識を有する者が各種取組を
コーディネート
(農用地保全等推進員：上限250万円/年)

※ 活性化計画を作成していること
又は作成することが確実であること。

農用地保全のための基盤整備等 (ハード定率支援: 5.5/10等、交付上限: 2,000万円/年)



粗放的利用の取組 (ソフト定額支援：上限10,000円/10a 又は 上限5,000円/10a)



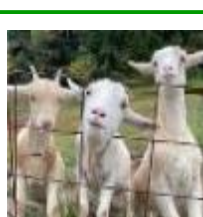
農用地保全等推進員の活動

最適土地利用のための総合対策と一体的に行う農用地保全等推進員の概要

- 粗放的土地利用を定着させ持続するためには、現場に馴染みが少ない中で、これまでと違った方法で農地を活用していく必要
- そのためには、活性化計画の提案、土地利用の権利関係の調整のみならず、様々な農用地活用者からの相談や技術的な知識を有する者による現場でのコーディネートが必要不可欠

【農用地保全等推進員の役割】

< 技術や知識 >



放牧の取組
(家畜の種類の選定、環境整備 等)



養蜂家と連携した蜜源作物
(市場調査、熊対策 等)



ミツマタの取組
(販路調査、管理方法 等)



緑肥作物／有機農業の取組



計画的な植林
(樹種の選定、管理方法 等)

< 土地利用者 >

【様々な農用地活用の候補者】

福祉関連：社会福祉協議会、介護施設、生活支援コーディネーター
公民館関連：社会教育士、青年団、婦人会、敬老会
学校関連：PTA、地域の小中学校
若者：地域おこし協力隊、新規就農者
放牧：畜産農家
蜜源：養蜂家
地域との連携：地域の企業や商工会

など



生活困窮者の農園利用



高齢者の介護予防



障害者・福祉施設との連携



企業のCSR活動
(農地保全活動の連携)



地域おこし協力隊の活動



新規就農者



婦人会による特産物活用



農業体験を通じた環境教育



農用地保全等推進員

地域の土地利用構想を実現するため、豊富な経験のある農林業・福祉・地域振興OBや商工会OB等を活用

〔活性化計画を作成又は作成することが確実であること〕

地域の最適な土地利用構想が実現・持続